

国家戦略特区の指定の基準（国家戦略特別区域基本方針より抜粋）

- (i) 当該区域において整備されるデータ連携基盤に基づき、「住民目線」での課題解決に向けた区域住民等に対して複数分野の先端的サービスが提供されること（例えば、移動・物流・支払い・行政・医療・介護・服薬・教育・エネルギー・環境・防犯・防災などの分野から、概ね5分野以上の先端的サービスが提供されることを一つの目安とする。ただし、規制・制度改革の内容、複数の先端的サービス間のデータ連携の内容等によっては、5分野にこだわるものではない。）。
- (ii) 広範かつ大胆な規制・制度改革の提案と、当該規制・制度改革により可能となる先端的サービス等の事業の実現に向けた地方公共団体、民間事業者等の関係者の強いコミットメントがあること。
- (iii) 地域課題の設定、事業計画の作成、先端的技術の活用など、スーパーシティ構想全体を企画する「アーキテクト」が存在していること（ただし、構想の企画段階から実現段階へと取組ステージが変わるに当たり、「アーキテクト」の交替もあり得る。）。
- (iv) データ連携基盤整備事業及び先端的サービスを実施する主要な事業者の候補が、地方公共団体の公募により選定されていること。また、これらの事業者の候補が、その構想を実現するために必要な能力があること（なお、法第7条第2項の規定に基づき、区域指定後に、内閣府は、諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴いた上で決定する区域方針に即して、データ連携基盤整備事業及び先端的サービスを実施すると見込まれる事業者を、公募その他の政令で定める方法により選定し、区域会議の構成員に加えるものとする。）。
- (v) 地方公共団体が、区域指定の応募に当たり、事業計画の内容、期待される効果・影響及びそれへの対応策等に関する住民説明会の開催、パブリックコメントの実施等、事前に住民等の意向把握のため必要な措置を講じていること。
- (vi) 整備しようとするデータ連携基盤について、APIの公開などにより、システム間の相互の連携及び互換性が確保されるとともに、法第28条の2第1項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合することが見込まれること。
- (vii) データ連携基盤整備事業及び先端的サービスの実施に当たり、地方公共団体及び関係事業者等において、個人情報保護法令等の遵守を含め、住民等の個人情報の適切な取扱いが図られることが見込まれること。